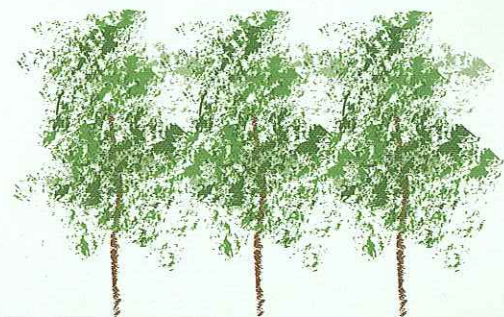


林業・木材産業 経営安定化保証 のご案内



通称 **フォレストパートナー保証**

林業・木材産業関係の皆様が、**木材産業等高度化推進資金などの制度資金**や**間伐の実施・間伐材等の利用に必要な資金等を借入れする場合などに、農林漁業信用基金から他の資金とは別に無担保で保証が受けられます。**

対象資金

従来、当基金が100%保証で対応してきた資金が対象となります。

具体的には、

- ① 木材産業等高度化推進資金
- ② 林業・木材産業改善資金（転貸資金）
- ③ 都道府県知事の認定する合理化計画等に基づく資金
- ④ 間伐の実施、間伐材の利用等に要する資金
- ⑤ 乾燥材やJAS材の生産、バイオマス利用等に要する資金など



受付期間

平成22年2月1日～平成**23年3月31日**

保証の範囲

原則 100%保証

担保

無担保の限度額 **8,000万円**

ただし、設備資金については、原則として担保が必要です。

連帯保証人

1名以上（組合・会社の場合、**代表者を含む。**）

個人については上記無担保の枠内で最大**1,250万円まで無保証人**とすることが可能です。

保証料率

0.1～1.3%

保証期間

運転資金については**10年以内**、

設備資金については15年以内（いずれも据置期間2年以内）

原則として更新はありませんが、**合理化計画等の計画期間内に限って更新可能とする場合があります。**（詳細はお問い合わせ下さい。）

保証要件

自己資本が実質債務超過になっていない又は超過であっても改善の見込みがある、融資機関借入金に延滞がない、融資機関借入総額が原則年商以内である、など

当保証のご利用に当たっては、**農林漁業信用基金**にご相談ください。

農林漁業信用基金 林業部 保証課

TEL 03-3294-5585・5586